

# 第4次北塩原村障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

# 第7期北塩原村障がい福祉計画

# 第3期北塩原村障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

北 塩 原 村



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念と目標	3
4	計画の体系及びSDGs	4
5	計画の期間	6
6	計画策定の体制	6
7	計画の推進体制	7
8	アンケート調査の実施	8
9	障がい福祉サービスの体系	9

## 第2章 本村の障がい者の現状

1	人口の推移	10
2	障がい者手帳の所持者数	11
3	身体障がい者の現状	11
4	知的障がい者の現状	12
5	精神障がい者の現状	13
6	障がい児の就学状況	14

## 第3章 施策の展開

1	啓発・広報	15
2	保健・医療	17
3	福祉	19
4	教育・育成	21
5	雇用・就業	23
6	生活環境	25
7	スポーツ・文化	27

## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 国の基本指針の見直しについて	28
2 令和8年度に向けた成果目標	30
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	30
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(3) 地域生活支援の充実	32
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	33
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	34
(6) 相談支援体制の充実・強化等	37
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	38

## 第5章 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

1 障がい福祉サービスの見込量	39
2 必要な見込量の確保のための方策	49
3 地域生活支援事業の実施目標	50
4 事業提供体制の確保のための方策	54

## 第6章 成年後見制度の利用促進

1 現状と課題	55
2 中核機関の設置	56

## 第7章 資料編

1 アンケート調査集計結果	57
2 北塩原村障がい者自立支援協議会委員名簿	57

### 「障害」と「障がい」の表記について

本計画では「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

北塩原村では、平成30年に「第3次北塩原村障がい者計画」を策定し、基本理念である「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を目指し、障がい者施策を推進してきました。また、令和3年には「第6期北塩原村障がい福祉計画」及び「第2期北塩原村障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの更なる充実に取り組んできました。

国では、平成18年の「障害者自立支援法」の施行を端緒に、障がい福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある方が自らの望む地域生活ができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、さらに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることとなりました。

また、令和3年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の一部改正により、令和6年4月から国や自治体のみならず、民間事業者にも「合理的配慮」の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ることとしています。

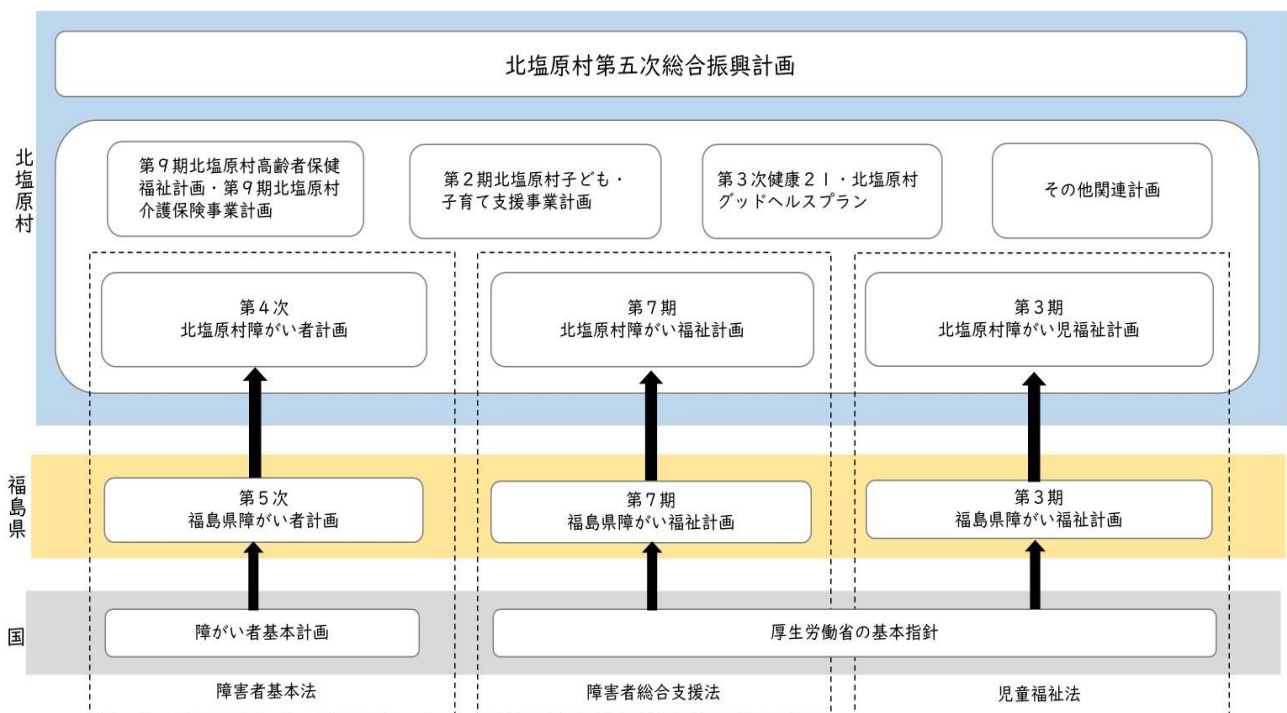
この度、「第3次北塩原村障がい者計画」、「第6期北塩原村障がい福祉計画」及び「第2期北塩原村障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、これらの国の動向や社会情勢、これまでの北塩原村の取り組みや障がい者のニーズを踏まえ、令和6年度を初年度とする「第4次北塩原村障がい者計画」、「第7期北塩原村障がい福祉計画」及び「第3期北塩原村障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第4次北塩原村障がい者計画」「第7期北塩原村障がい福祉計画」「第3期北塩原村障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画や基本指針に即するとともに、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画」や関連する「第9期北塩原村高齢者福祉計画・第9期北塩原村介護保険事業計画」「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」「第3次健康21・北塩原村グッドヘルスプラン」「その他関連計画」との整合性を図っています。

計画名	項目	内容
第4次 北塩原村障がい者計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	策定内容	障害者施策全般の基本的な方向性を定める
第7期 北塩原村障がい福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	策定内容	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量、見込量確保のための方策を定める
第3期 北塩原村障がい児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	策定内容	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量、見込量確保のための方策を定める



### 3 計画の基本理念と目標

---

#### (1) 基本理念

「障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格や個性を尊重し、  
多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく輝くむら」

本計画では、障がいの有無に関係なく、地域に暮らす人々が、お互いに支え合いながら共に生きる「地域共生社会」の理念を基本としています。

また、本村は、特性の異なる多様な地域が手を取り合い、各々の個性を磨きながら生活しています。これを踏まえ、人格や個性、価値観を認め合いながら、誰もが自分らしく生活できる地域社会の実現を基本理念とします。

#### (2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの目標を設定し、各種施策を推進します。

##### ①障がいへの理解を深め、交流を育むむら

障がいの有無に関わらず、個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人に関する正しい理解が必要であるため、広報等を活用した啓発活動を推進していきます。

##### ②共に支え合い、誰もが安心して暮らせるむら

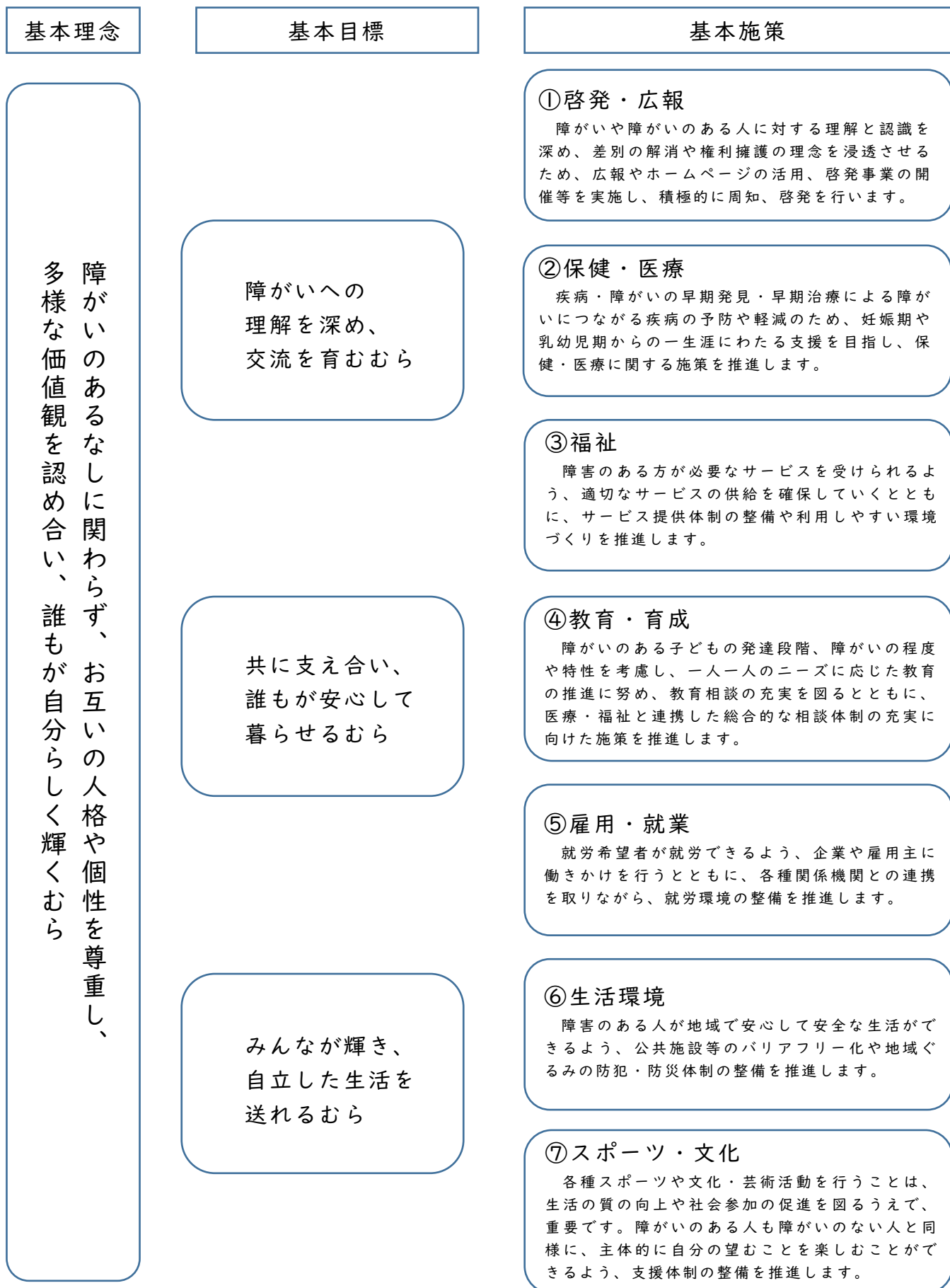
すべての人が共に協力し合い、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことを目指し、障がいにつながる疾病を予防・軽減するため、保健・医療との連携や災害などの緊急時における安全・安心の確保に取り組みます。

##### ③みんなが輝き、自立した生活を送れるむら

生きがいを持って活動できる社会を目指し、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるように、ライフステージに沿った切れ目のない支援を進めます。

## 4 計画の体系及びSDGs

本計画は、次の体系で構成しています。





## SDGsとの関連について

○SDGs（エスディーゼーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採用された2030年までに達成すべき持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

○地方自治体の取組みとSDGsは親和性が高く、北塩原村第五次総合振興計画に掲げる8つの政策目標の実現に向けて取り組んでいくことが、SDGsの基本理念に沿うものと考えています。

障がい福祉の分野においてもSDGsの理念に沿って各施策を推進していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### <本計画と関連するSDGs>



## 5 計画の期間

第4次北塩原村障がい者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、北塩原村第7期障がい福祉計画、北塩原村第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、いずれの計画も計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合は、見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者 計画		第3次計画		第4次計画					
障がい 福祉計画		第6期計画		第7期計画			第8期計画		
障がい児 福祉計画		第2期計画		第3期計画			第4期計画		

## 6 計画策定の体制

### (1) アンケート調査の実施

障がいのある方の生活状況や今後の要望、課題などを把握するために、障がいのある方を対象にアンケート調査を実施しました。

### (2) 庁議の開催

村長、副村長、教育長、各課の長により構成する「庁議」において、計画の立案、調整、進行管理を行いました。

### (3) 北塩原村障がい者自立支援協議会の開催

保健・福祉の関係者、障がい当事者、民生児童委員、教育関係者、障がい福祉サービス事業者で構成する「北塩原村障がい者自立支援協議会」を開催し、計画内容について審議しました。

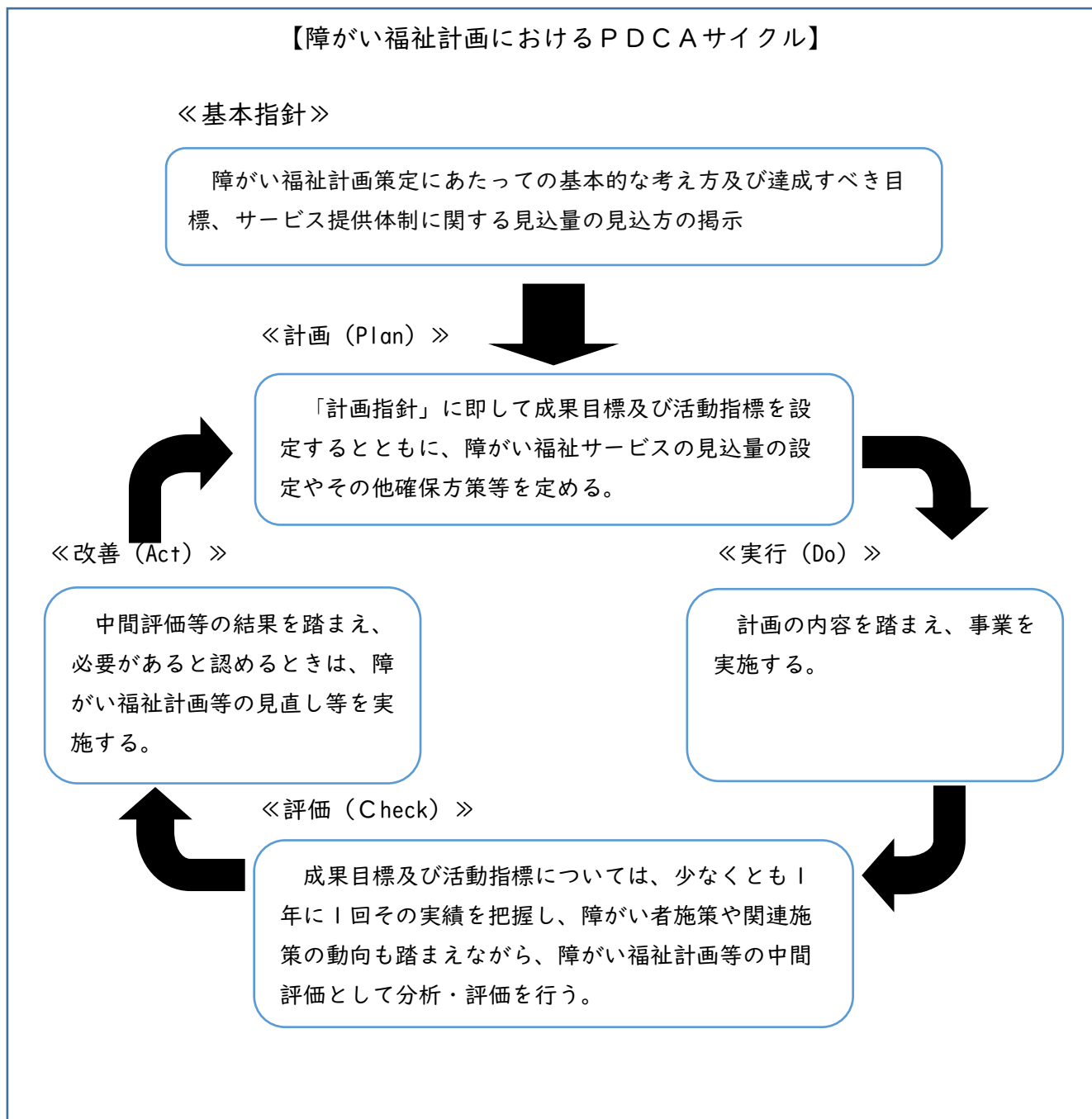
### (4) パブリックコメントの実施

本計画案を、令和6年2月9日～令和6年2月23日まで村ホームページ等で公開し、広く村民の方々から意見を募りました。

## 7 計画の推進体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



## 8 アンケート調査の実施

### (1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、村民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の対象者

①身体障害者手帳所持者	114人	計161人 (重複者を除く)
②精神障害者保健福祉手帳所持者	30人	
③療育手帳所持者	12人	
④障がい福祉サービス利用者 (重複所有者)	8人 (3人)	

### (3) 調査実施方法及び期間

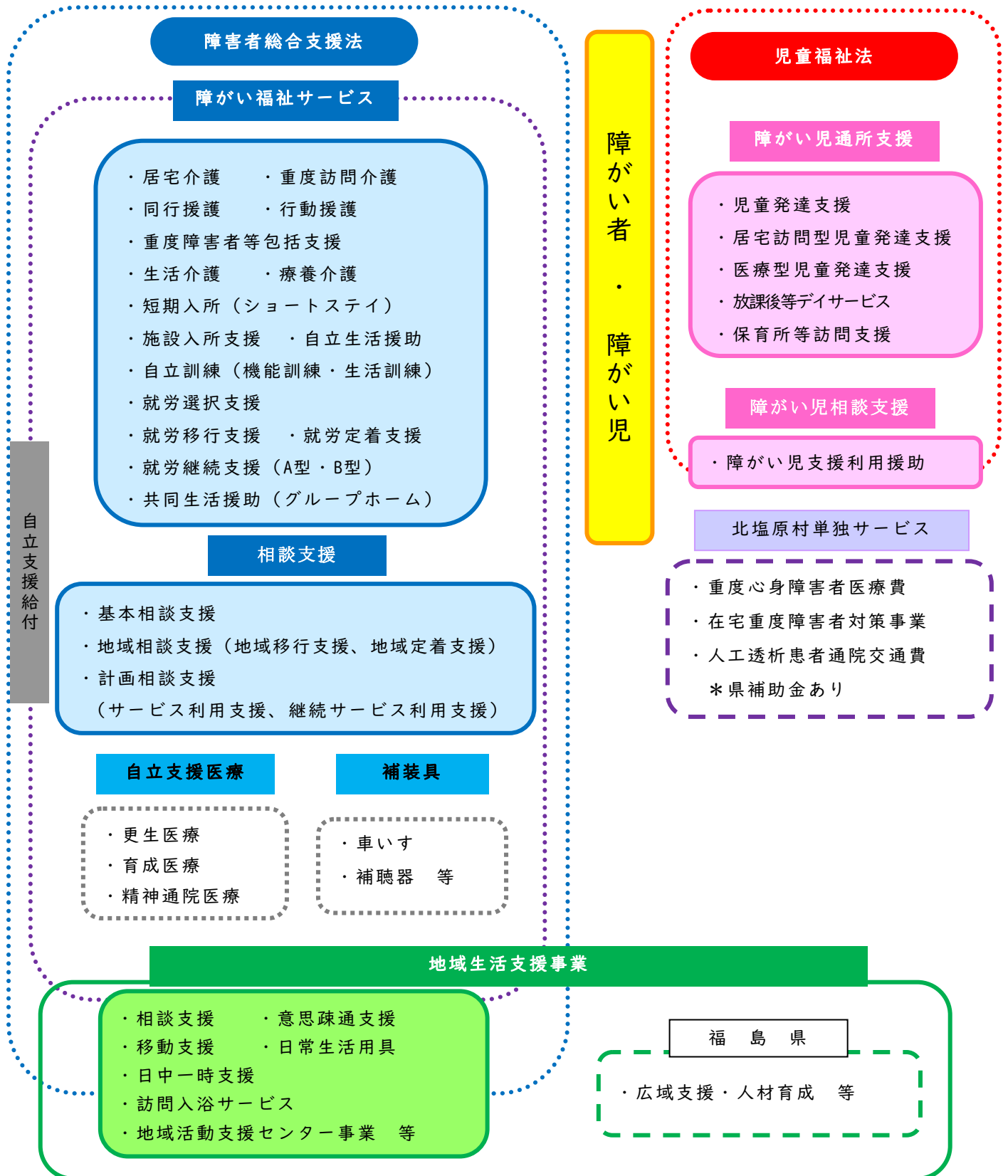
調査実施方法	郵送調査（郵送による配布・回収）
調査実施期間	令和5年9月11日（月）～9月29日（金） （令和5年10月5日（木）到着分まで集計）

#### 《アンケート回収率》

	手帳所持者等	回収数	回収率
身体障がい	114人	67人	58.8%
精神障がい	30人	15人	50.0%
知的障がい	12人	11人	91.7%
障がい福祉サービス (重複所有者)	8人 (3人)	—	—
(所有手帳無回答者)	—	2人	—
合計	164人	95人	57.9%

## 9 障がい福祉サービスの体系

障がい者・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は、以下のようになっています。なお、一部に村の単独事業が含まれています。

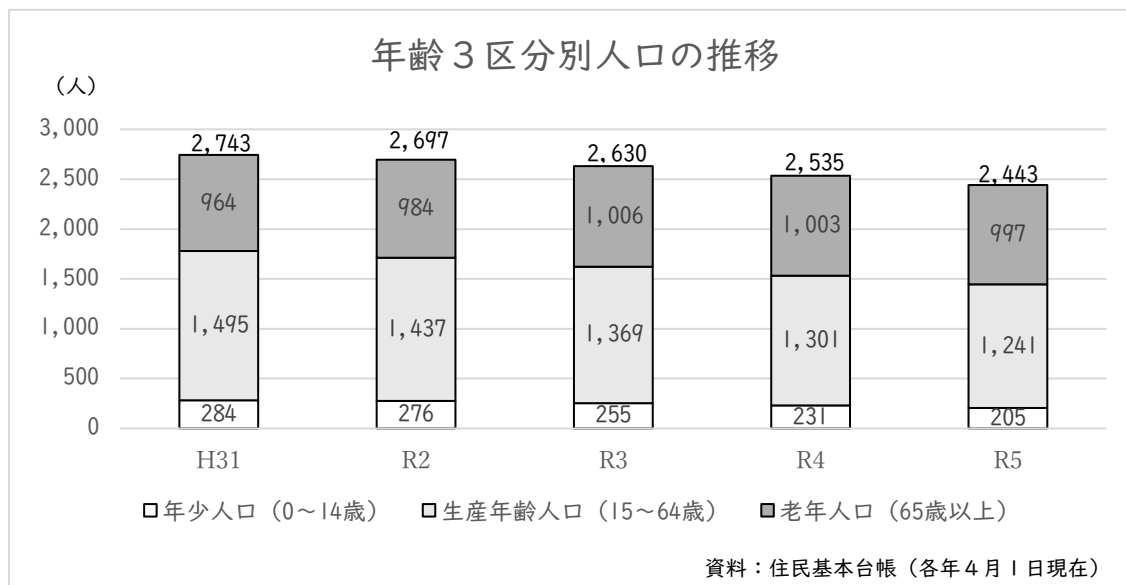


## 第2章 本村の障がい者の現状

### 1 人口の推移

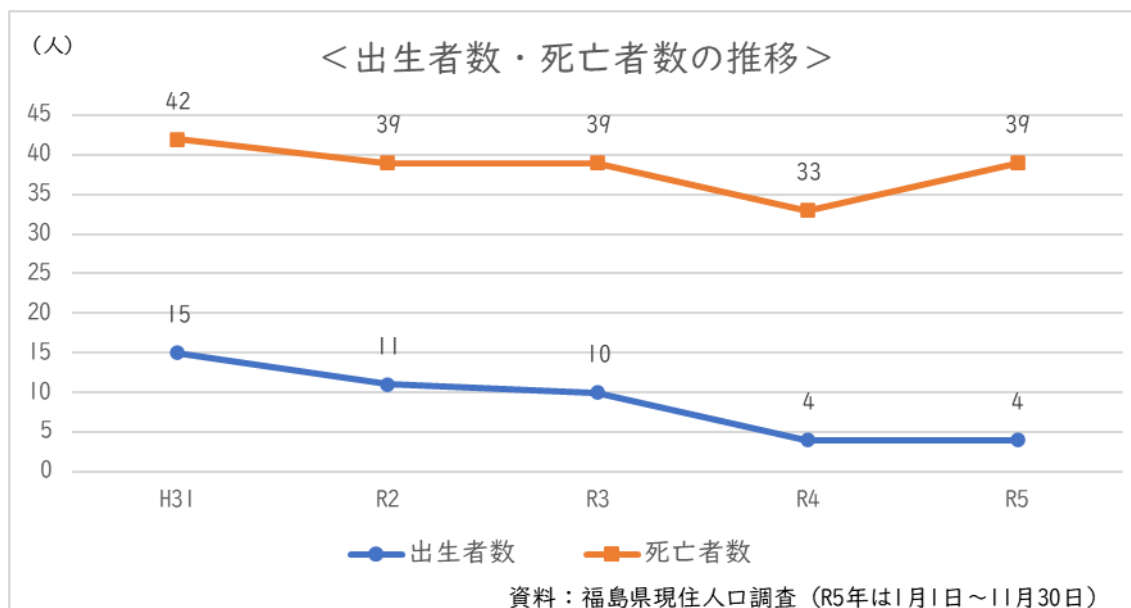
#### (1) 人口の推移

本村の人口（住民基本台帳）は、令和5年4月1日現在2,443人であり、平成31年と比較すると300人の減少となっています。



#### (2) 出生者数・死亡者数の推移

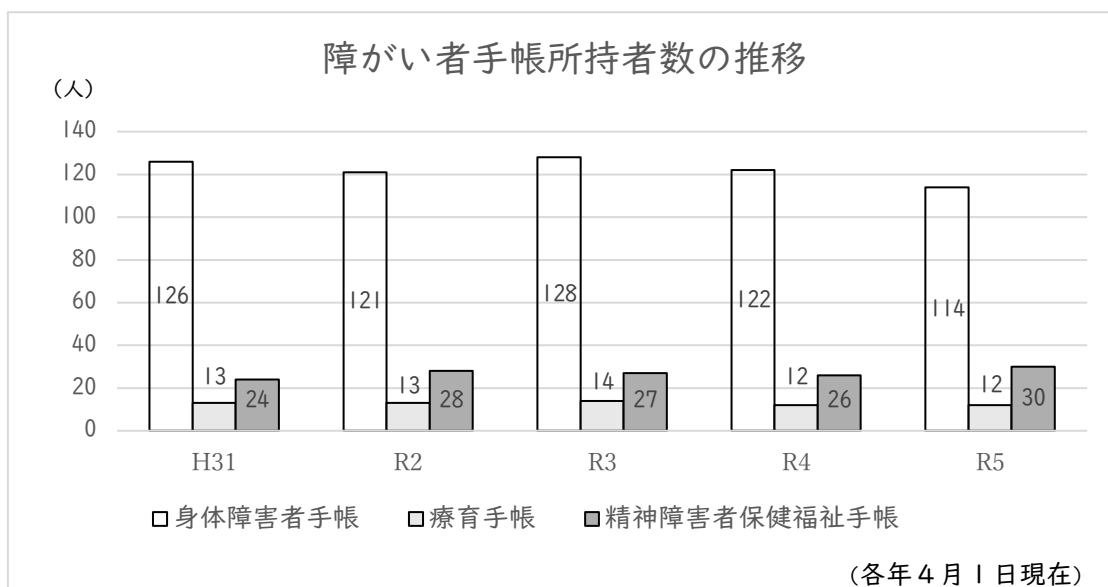
出生者数は年々減少傾向にあり、令和5年（11月30日現在）は4人となっています。一方、死亡者数は、近年は30~50人前後で推移しています。出生者数及び死亡者数による自然動態は、毎年30人前後の自然減となっています。



## 2 障がい者手帳の所持者数

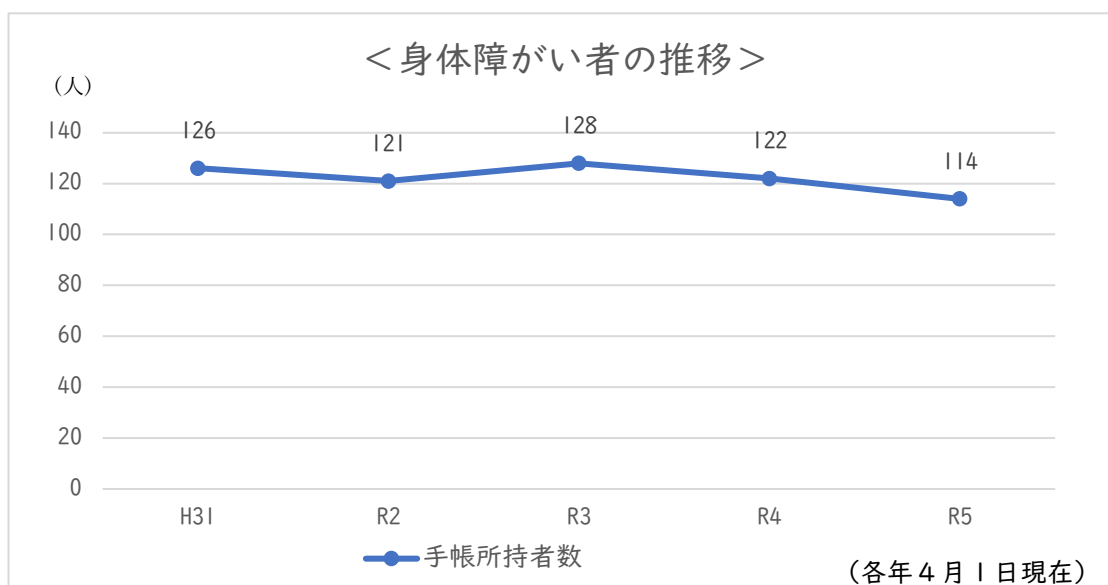
本村における障がい者数を各手帳所持者別で見ると、身体障害者手帳が令和5年4月現在114人、療育手帳が12人、精神障害者保健福祉手帳が30人となっています。

人口に占める割合は、身体障害者手帳が4.7%、療育手帳が0.5%、精神障害者保健福祉手帳が1.2%で、障がい者手帳所持者は全体で156人で、人口の約15人に1人が障がい者手帳を所持しています。

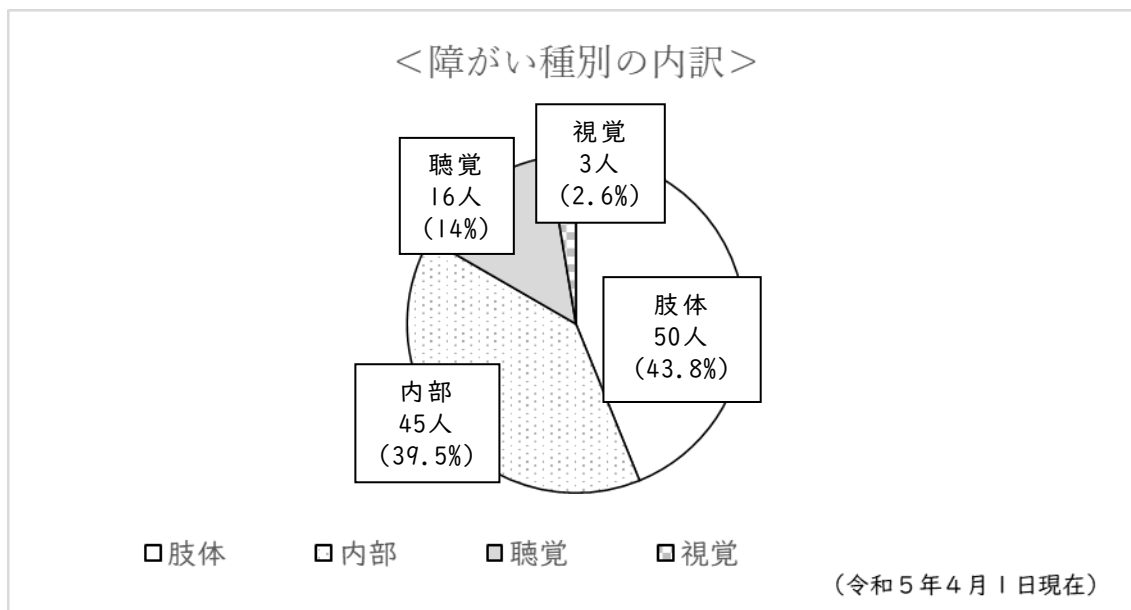


## 3 身体障がい者の現状

令和5年4月現在、本村の身体障害者手帳所持者は114人であり、総人口に占める割合は4.7%となっています。令和2年と比較すると、身体障害者手帳交付者数は7人の減少となっています。

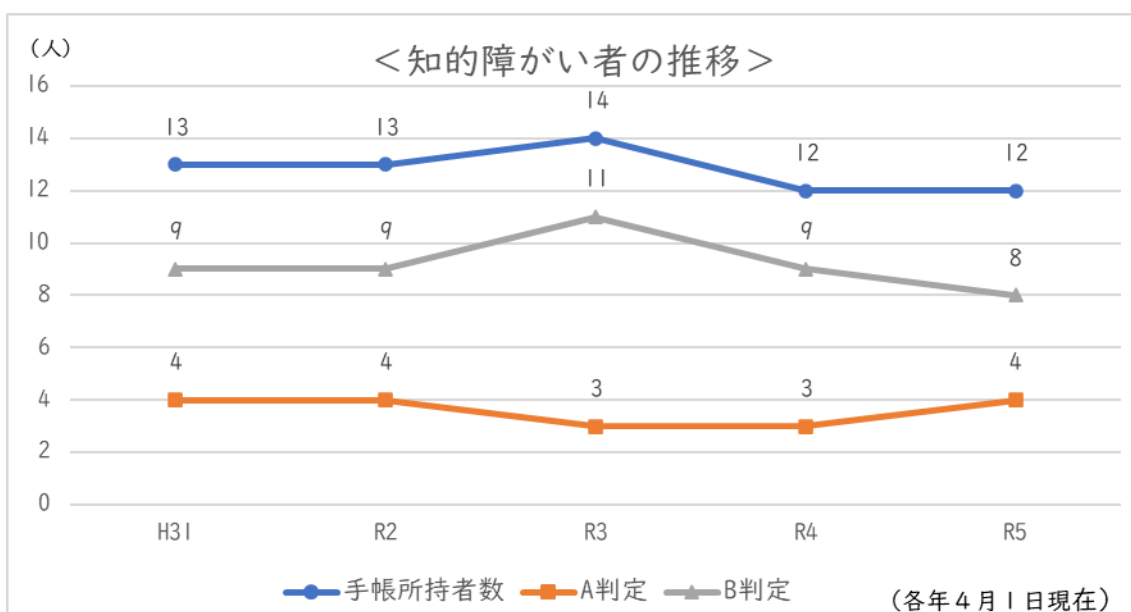


障がい種別では、肢体不自由と内部障がいで全体の8割以上を占めています。



#### 4 知的障がい者の現状

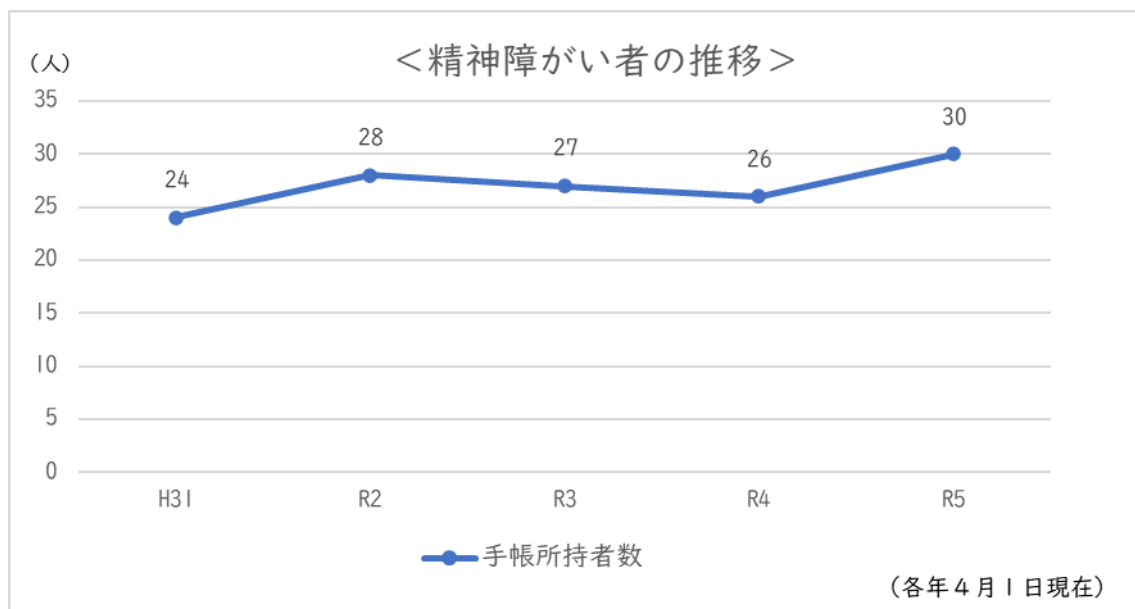
令和5年4月現在、本村の療育手帳所持者は12人であり、総人口に占める割合は0.5%となっています。若干の減少はあるもののほぼ横ばいの状況です。等級別では、重度（A判定）が33.3%、中度（B判定）が66.7%となっています。



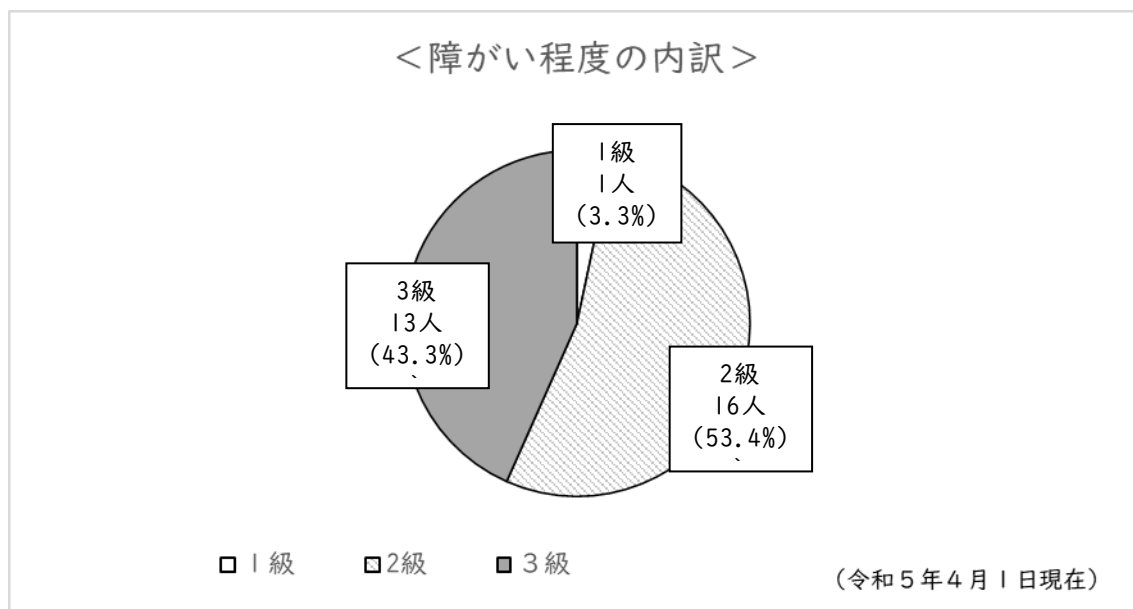


## 5 精神障がい者の現状

令和5年4月現在、本村の精神保健福祉手帳所持者は30人であり、総人口に占める割合は1.2%となっています。令和2年と比較すると、2人増加しています。



障がい程度別では、2級と3級で全体の9割以上を占めています。



## 6 障がい児の就学状況

障がい等により、通常の学校において指導を受けることが不可能若しくは著しく困難、又は通常の学校における指導のみによっては十分な教育効果が期待できない児童生徒については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立及び参加を可能な限り実現することを目的として、障がいの種類や程度等に応じ、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うこととしています。

### ①特別支援学校在籍者数

(単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
猪苗代支援学校	0	0	0	0
会津支援学校 (竹田病院分校含む)	0	0	1	1
合計	0	0	1	1

(令和5年4月1日現在)

### ②特別支援学級在籍者数

(単位：人)

学校名	在籍者数
さくら小学校	1
裏磐梯小学校	0
北塩原第一中学校	1
裏磐梯中学校	2
合計	4

(令和5年4月1日現在)

## 第3章 施策の展開

### 1 啓発・広報

---

#### [現状と課題]

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる「共生社会」が求められています。しかしながら、障がいのある人が、社会における差別や偏見といった障壁（バリア）によって、地域での自立した生活や社会参加を妨げられている状況が、今なお存在しています。障がいのある人に対する理解を深め、心の中にあるバリアを取り払う「心のバリアフリー」の考え方を広げ、一人一人が大切な住民であるという意識をもって支援の輪を広げる取組みが重要です。

#### [具体的な取組み]

##### ①障がいに対する正しい理解等の普及・啓発

- ・障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、すべての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域における普及・啓発活動を推進します。

##### ②合理的配慮の周知・啓発

- ・障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者へ啓発チラシの配布を行うなど、周知及び意識の醸成を図ります。

##### ③啓発イベントの開催

- ・人権教育・啓発作品の募集・展示や各種行事の開催等により、「障害者週間（障害者基本法：12/3～9）」の周知を図るなど、広く住民意識の高揚を図ります。

##### ④福祉ボランティアの育成と活動の推進

- ・地域福祉の担い手である住民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開され

るよう、各分野におけるボランティア活動について、広報誌やホームページ等を活用して、活動のPRや情報提供を行います。

- ・ 児童、生徒の福祉体験等により、ボランティアの理解や参加を促し、活動の普及啓発に努めます。さらに、学校と地域が連携してボランティア活動を行う機会をつくるなど、ボランティア学習の場の充実を図ります。
- ・ 社会福祉協議会等との連携を図りながら、地域ボランティア活動を推進します。

⑤ 「北塩原村広報」・ホームページ等による啓発広報

- ・ 障がいや障がいのある人に関する情報提供を行い、村民の意識と理解を高めます。また、UD（ユニバーサルデザイン）フォントを用いる等、文字サイズや配色に配慮した、障がい特性に応じた読みやすく、わかりやすい広報活動に努めます。
- ・ 「ヘルプマーク」「耳マーク」「ほじょ犬マーク」等、障がいのある人に関するマークを周知し、その理解促進を図ります。



(ヘルプマーク)



(耳マーク)



(ほじょ犬マーク)

[目標値]

アンケート調査の結果では、差別や偏見を感じていると答えた人の割合は、25.3%と高い結果でした。このため、積極的な啓発活動等を行い、令和11年度までに、差別や偏見を感じている人の割合を15%となるよう目標を設定します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
差別や偏見を感じている障がいがある人	25.3%	15%

## 2 保健・医療

---

### (1) 保健活動の推進

#### [現状と課題]

日頃から心身の健康増進を心掛け、疾病・障がいの早期発見・早期治療による障がいにつながる疾病の予防や軽減を図ることが重要です。

また、母子保健の知識の普及啓発のため、妊娠中及び出産後並びに乳幼児期においては、個々のケースに応じたきめ細かな保健指導が必要です。

#### [具体的な取組み]

##### ①健康診断体制の充実

- ・障がいにつながる疾病の予防と早期発見・早期支援を目的として、年代に応じた各健康診断等の充実を図ります。また、適正な医療と自己管理による生活習慣の改善が図られるよう、健康診断後の指導に充実を図っていきます。

##### ②相談・指導の充実

- ・子育て期の保護者の育児不安などの軽減や虐待を未然に防ぐために、保健師による妊婦全戸訪問や乳児全戸訪問を実施します。また、助産師等と連携し、産後の心身のケアや育児の悩みをサポートする産後ケア事業等、相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・「出産・子育て応援事業」として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない相談対応と、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、伴走型相談支援を行います。
- ・妊娠期及び乳幼児期からの将来に向けた生活習慣病の予防及び疾病の予防や健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。さらに、機能低下防止と健康の維持・回復を目的とした健康相談、訪問指導など保健指導の充実を図ります。

## (2) 医療サービスの充実・高齢期移行に伴う支援

### [現状と課題]

医療機関と保健・福祉サービス提供機関との相互の連携強化が求められ、障がい者の高齢化に伴い、障がい福祉と介護保険の連携強化が求められています。

### [具体的な取組み]

#### ①医療との連携強化

- ・障がい者の地域での生活を支援するため、医療との連携を強化し、継続的かつ効果的なサービスの充実を図ります。

#### ②医療費の助成

- ・障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等、安心して治療を受けられるよう医療費の助成を行います。  
(自立支援医療の給付、重度心身障害者医療費助成)

#### ③高齢期移行に伴う支援

- ・現行制度では介護保険優先適用となっているため、高齢期を迎えた障がいのある方の多くは介護保険への切り替えが必要となります。障がい福祉から高齢者福祉へ制度が変わっても円滑なサービス利用ができるように支援します。

### [目標値]

令和4年度の特定健康診査の受診率は、51.3%と約半数にとどまっており、疾病の早期発見・早期受診につなげるため、令和11年度までに、60%の受診率を目指します。

項目	現状（令和4年度末）	目標値（令和11年度）
特定健康診査の受診率	51.3%	60%

## 3 福祉

---

### (1) 在宅福祉サービスの充実

#### [現状と課題]

地域における障がい者の自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、ニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。

#### [具体的な取組み]

##### ①訪問系サービスの拡充

- ・在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護等）の質と量を確保します。

##### ②日中活動系サービスの拡充

- ・障がい者一人一人が、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護等の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。

##### ③訪問入浴サービス事業

- ・地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の身体障がい者等の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。

##### ④日中一時支援事業

- ・地域生活支援事業として、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等に対して日中における活動の場を提供します。

##### ⑤在宅重度障害者対策事業

- ・在宅の重度障がい者や寝たきりの高齢者に対し、紙おむつ等の給付券（月5,000円）を交付します。

## (2) 施設等入所から地域生活への移行支援

### [現状と課題]

障がい者本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要であり、地域生活移行を推進するための地域ぐるみの支援体制の整備が求められています。

### [具体的な取組み]

#### ①安心して生活できる地域生活の基盤づくり

- ・地域移行を支援するにあたり、公的な福祉サービスの充実はもちろん、地域住民やボランティア団体等による「地域で支え合う仕組み」を構築し、安心して生活できる地域生活の基盤づくりを推進します。

#### ②障がい者福祉施設の充実

- ・身体障がい者（児）の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホーム等の適切なサービスの確保を推進します。

## (3) 相談支援体制の充実

### [現状と課題]

身近なところで気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口が求められています。窓口機能の役割分担を明確にするとともに、各機関が連携した支援体制の強化が必要です。ニーズの多様化、支える家族の高齢化等の影響から、福祉・保健・医療・教育の連携による各種福祉サービスの紹介や相談業務の円滑化、さらには、福祉の他、広く生活全般に関わる情報提供が求められています。

### [具体的な取組み]

#### ①相談支援事業

- ・地域における身体・知的・精神障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、専門的な機関への委託などにより相談支援事業を実施します。相談支援事業では、生活相談や必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図り、ケアマネジメントによる障がい福祉サービス等の利用支援など障がい者の地域生活を支援します。
- ・近隣市町村との連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置に取り組みます。



#### [目標値]

アンケート調査の結果では、現在利用している福祉サービスに満足していると答えた人の割合は、52%と約半数でした。適切なサービスの供給を確保し、令和11年度までに、利用している福祉サービスに満足している人の割合を60%となるよう目標を設定します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
現在利用している福祉サービスに満足している人	52%	60%

## 4 教育・育成

---

### (1) 教育施策の充実

#### [現状と課題]

障がいのある子どももない子どもも、地域の教育の場において共に学ぶことのできるインクルーシブ教育の理念に基づいた対応が求められています。それぞれの子どもが学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけられるような配慮も必要です。それぞれの子どもの力と可能性を引き出し、さらに伸ばしていくため、子どもの特性や発達の段階等に十分に配慮した発達・教育環境の整備、保健・福祉部門との連携がより求められています。

#### [具体的な取組み]

##### ①早期発見・早期療育の推進

- ・障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの早期発見を図り、早期療育へつながるよう、医療・保健・福祉の連携を深め、情報の共有化や支援ネットワーク機能の充実に努めます。

##### ②療育支援体制の充実

- ・一人一人の状態や特性、ニーズに応じた専門的で適切な療育指導を受けられるよう療育体制の充実に努めます。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携の強化に努めます。

### ③保育・幼児教育の充実

- ・身近な地域において育つことができるよう、保育所・幼稚園での受入体制の充実に努めるとともに保育所・幼稚園への専門機関による助言や連携の強化に努めます。

### ④福祉教育の推進

- ・学校教育の段階で児童が障がいを理解し行動できるよう、教育活動全体を通じて行う道徳教育、ボランティア活動や総合的な学習の時間等で思いやりを持つこころの育成と子どもたち一人一人の主体性と自立性の向上を推進していきます。

#### [目標値]

現在、地域の幼稚園への通園を希望する医療的ケア児が1人おりますが、受入れ体制が整っていないため、近隣市町村の障がい児通所支援施設に通っており、保護者の負担が大きくなっています。令和11年度までに、地域の幼稚園・小学校への通園・通学及び医療的ケア児コーディネーターの配置を目指します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
医療的ケア児の受入れ体制の整備	無	有

## (2) 生涯学習施策の充実

#### [現状と課題]

障がいを持つ人が、その日常生活を豊かなものとするための学習・文化活動等をいかに充実させるかが重要であります。このため、地域の中で多様な形で社会に関わりたいと願う障がい者や家族の思いを支援し、社会参加につなげていくことができるよう、障がい者の参加、環境の整備や活動支援が重要となっています。

#### [具体的な取組み]

##### ①参加しやすい環境づくり

- ・イベントや行事、余暇活動に参加することができるように、移動支援等のサービスを提供し、社会参加が阻害されないよう合理的配慮に努めます。

## ②障がい者を支える活動の支援

- ・障がい者を支える家族や団体等の活動が、障がい者の社会参加の促進につながるよう活動を積極的に支援します。

### [目標値]

外出の目的について質問したアンケート調査の結果では、趣味やスポーツが目的の人が15.3%、グループ活動をするのが目的の人が12.8%で計28.1%と低い状況にありました。令和11年度までに、外出の目的が、趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合が40%となるよう目標を設定します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
外出の目的が趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合	28.1%	40%

## 5 雇用・就業

---

### (1) 雇用の場の確保

#### [現状と課題]

就労は自立した生活の基盤となるとともに生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めます。このため、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。しかし、村内には、就労継続支援事業所がなく、近隣市町村への通勤となるため、移動手段が課題です。

#### [具体的な取組み]

##### ①事業主への啓発

- ・障がい者雇用支援月間（9月）等を中心に、村内の事業主に対して障がい者雇用についての理解促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。

##### ②公共団体への雇用促進

- ・村及び村関係団体等における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。

##### ③障がい者就労施設等からの物品調達

- ・障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から優先的・積極的に、物品やサービスを調達するよう努めます。

## (2) 一般就労・福祉的就労への支援

### [現状と課題]

一般就労への移行を希望する障がい者に、雇用機会や訓練指導等の支援充実を図り、就労に伴う生活面の課題等に対し、就労の継続を図る必要があります。

### [具体的な取組み]

#### ①職場定着と継続就労への支援

- ・障がい者の職場への定着（就労定着支援）と就労の継続を支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携して、トライアル雇用（障害者試行雇用事業）や職場適応援助者（ジョブコーチ）等の障がい者・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。

#### ②特別支援学校新卒者の進路の促進

- ・特別支援学校等新卒者の進路について、学校等との調整を図り、早い段階から一般就労や状態にあった事業所での就労訓練につながるような支援を努めます。

## (3) 相談・支援の充実

### [現状と課題]

就労希望者に適切な求人情報が伝わり、障がい者の雇用が促進されるよう、求職活動への支援が必要です。

### [具体的な取組み]

#### ①求人・求職者情報の提供

- ・ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労を希望する障がい者への相談、情報提供を行います。

#### ②就労関係機関との連携強化

- ・障がい者の就労や生活支援に携わる各種関係機関との連携強化を図ります。

## [目標値]

現在まで、北塩原村役場において、障がい者就労施設等からの物品調達の実績はありませんでした。障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立や社会参加を促進し、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、令和11年度までに、3件の調達を目指します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
障がい者就労施設等からの物品調達件数	0件	3件

## 6 生活環境

---

### (1) やさしいむらづくりの推進

#### [現状と課題]

公共施設等については、障がい者用トイレの整備やスロープなどによる段差の解消等に努めていますが、障がい者が地域社会で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とはいえ、今後も総合的に福祉の視点を組み入れたむらづくりを進める必要があります。

#### [具体的な取組み]

##### ① 人にやさしい施設整備の推進

- ・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者や障がい者が安全で快適に利用することができる施設の整備を推進します。

##### ② 安全で快適な道づくり

- ・歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や、障がい者用駐車スペース（おもいやり駐車場）の利用マナー等について啓発を図ります。

[目標値]

令和5年度に村内の公共施設37施設において、調査したところ、障がい者に配慮したトイレが設置してある公共施設は21施設と設置率は56.8%でした。

令和11年度までに、車いす使用者が利用できる広さや手すり、オストメイト対応の設備の設置等、障がい者に配慮したトイレの設置率100%を目指します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
障がい者に配慮した公共施設トイレの設置率	56.8%	100%

## (2) 防犯・防災対策の推進

[現状と課題]

障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に助け合い、支え合う地域ぐるみの防犯・防災体制の整備や災害発生時の避難等に支援を必要とする災害弱者を事前に把握し、主に地域で安否確認などの必要な支援を行える体制の整備が求められています。

[具体的な取組み]

### ①防犯対策の推進

- ・障がい者、高齢者等社会的弱者の安全確保の観点から、地域の民生児童委員や関係機関による見守り体制を強化します。

### ②避難行動要支援者対策の推進

- ・避難時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、更新を行います。

### ③防災ネットワークの確立

- ・聴覚障がい者等の緊急通報システムである「NET119」への登録勧奨や住民自主防災組織等のネットワークの確立を推進します。

[目標値]

現在、個別避難計画の策定件数は1件ですが、具体的な避難支援体制を構築するため、令和11年度までに、10件の個別避難計画の策定を目指します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
個別避難計画の策定件数	1件	10件

## 7 スポーツ・文化

### (1) スポーツ・文化活動の充実

#### [現状と課題]

健康で快適な潤いのある日常生活を営むうえで、スポーツや文化活動は大切なものです。しかし、障がいの有無に関わらず社会の中でそうした活動に自由に参加できる状況にあるとはいえません。家族や福祉事業所の支援によるところが大きい現状になっており、社会全体で関わりについてより意識を高める必要があります。

#### [具体的な取組み]

##### ①スポーツ・レクリエーション交流の促進

- ・地域で取り組んでいるスポーツ・レクリエーション交流に障がい者も気軽に参加できるよう機会の拡充を図るとともに、障がい者スポーツの指導者の育成に努めます。

##### ②生涯学習活動への参加支援

- ・手話通訳者派遣等の意思疎通支援や移動支援、わかりやすい資料づくりの配慮を行い、障がい者の生涯学習活動への参加を促進します。
- ・会津管内等で行われている活動の情報提供に努めます。

#### [目標値]

外出の目的について質問したアンケート調査の結果では、趣味やスポーツが目的の人が15.3%、グループ活動をするのが目的の人が12.8%で計28.1%と低い状況にありました。令和11年度までに、外出の目的が、趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合が40%となるよう目標を設定します。

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
外出の目的が趣味やスポーツ及びグループ活動である人の割合	28.1%	40%

（「生涯学習施策の充実」の目標値 再掲）

## 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1 国の基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第6期及び第2期計画の計画期間が令和5年度末までであることから、令和6年度を初年度とする第7期及び第3期計画の策定が必要であり、国では、社会保障審議会障害者部会の審議を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「国の基本指針」という。）が令和5年5月に告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針を一部改正しました。

これを踏まえ、国の基本指針に即して、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画において、村として取り組むべき事項及び成果目標等を定めます。

#### <基本指針見直しの主な事項>

##### （1）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

##### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

##### （3）福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

##### （4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

##### （5）発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### （6）地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進



- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### **(7) 障害者等に対する虐待の防止**

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### **(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組み**

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### **(9) 障害福祉サービスの質の確保**

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### **(10) 障害福祉人材の確保・定着**

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### **(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定**

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### **(12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### **(13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### **(14) その他：地方分権提案に対する対応**

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービス見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 令和8年度に向けた成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本方針を踏まえてそれぞれの数値目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

《国の基本方針》

- ① 令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の施設入所者数（A）	4人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末時点の施設入所者数（B）	4人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	0%	
【目標値】 削減見込者数	0人	令和8年度末時点の削減見込者数と削減割合 (A) - (B)
	0%	

#### 【目標設定の考え方】

地域生活への移行及び入所者削減数については、国の指針では基準が令和4年度末時点の施設入所者数としているため、4人を基準とします。

本目標設定に対して、現在、施設に入所している4人全員が重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者であり、地域移行及び施設入所者数を削減することは困難であるため、目標は0人としました。

また、アンケート調査の結果、今後の利用したいサービスに関する質問で、知的障がい者は「施設入所支援」との回答が高かったため、地域移行及び施設入所者数削減の目標値は0人で設定します。（アンケート調査結果報告書 P40、P42）

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

《国の基本方針（県）》

- ① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上
- ② 全国の精神病床の 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
- ③ 早期退院率：3 カ月後 68.9%以上、6 ヶ月後 84.5%以上、  
1 年後 91.0%以上

項目	数値	考え方
退院者数	1 人	精神病床に 1 年以上長期入院患者の退院者数

### 【目標設定の考え方】

北塩原村においては、現在、5 人の方が 1 年以上精神病院へ入院しています。今後、退院可能か病院への聞き取りから退院の見込みが困難な状況ですが、アンケート調査の結果、今後の暮らしに関する質問で「家族と一緒に暮らしたい」、「自分の家やアパートで一人暮らしをしたい」との回答がそれぞれ 4 割と他障がいを上回っているため、今後、病院と連携を図りながら、令和 8 年度末までに 1 人の退院者を見込みます。

（アンケート調査結果報告書 P16、P17）

### (3) 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

#### 《国の基本方針》

- ① 令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実情等を踏まえ運用状況を検証、検討する。
- ② 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	1カ所	令和4年度末時点の設置カ所数
【目標値】 設置数	1カ所	令和8年度末時点の設置カ所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの設置人数	1人	令和4年度末時点の配置人数
【目標値】 配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和4年度末時点の検証・検討回数
【目標値】 検証・検討回数	1回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数
強度行動障害者への支援体制の整備		
【目標値】 協議の場		会津北部地域生活支援拠点の構成町村と連携を図り、協議を進めます。

#### 【目標設定の考え方】

北塩原村においては、障がい福祉に関する社会資源が不足していることから、猪苗代町、磐梯町、湯川村及び北塩原村の4町村で「会津北部地域生活支援拠点」を令和3年度に整備し、地域生活支援センターいなわしろにコーディネーター業務を委託しています。

引き続き、4町村により、支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回、検討

・検証の場を設けます。

強度行動障害の支援体制整備についても「会津北部地域生活支援拠点」で協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

《国の基本方針》

① 一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上

＊移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍

② 就労支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者：5割以上

③ 就労定着支援事業利用者数：令和3年度の1.41倍以上

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者数	0人	令和3年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	令和8年度の福祉施設を退所した一般就労者数
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数

#### 【目標設定の考え方】

北塩原村においては、現在、就労継続支援A型のサービスを1人、就労継続支援B型のサービスを10人利用していますが、就労継続支援B型のサービス利用している方の個人のケース会議等より、利用者の能力や心身の状況等を考慮し、一般就労への移行は困難であるとの声があります。

しかし、アンケート調査により「収入を得る仕事がしたい」との回答が、精神障がい者は6割以上だったため（アンケート調査結果報告書 P23、P24）、各事業所と連携を図りながら令和8年度末までに、一般就労への移行者数及び就労定着支援事業利用者数を1人見込みます。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

### ①障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

《国の基本方針》

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- ②令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

#### ア 児童発達支援センターの設置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	0カ所	令和4年度末の設置カ所数
【目標値】 設置数	0カ所	令和8年度末までの設置カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、近隣市町村に設置されている児童発達支援センターを利用しているため、本村における設置カ所数は0カ所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

#### イ 障害児の地域社会への参加を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0カ所	令和4年度末の整備カ所数
【目標値】 整備数	0カ所	令和8年度末までの整備カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、本村においては、保育所等訪問支援事業所の利用希望者がいないため、本村における整備カ所数は0カ所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

## ②重症心身障がい児等への支援体制確保

《国の基本方針》

- ①令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- ②令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。

### ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	0カ所	令和4年度末の設置カ所数
【目標値】 設置数	0カ所	令和8年度末までの設置カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、児童発達支援事業所を利用している重症心身障がい児はいませんが、今後利用する場合には、近隣市町村に設置されている事業所を利用するため、本村における設置数は0カ所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

### イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	0カ所	令和4年度末の設置カ所数
【目標値】 設置数	0カ所	令和8年度末までの設置カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、放課後等デイサービスを利用している重症心身障がい児はいませんが、今後利用する場合には、近隣市町村に設置されている事業所を利用するため、本村における設置数は0カ所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。



③医療的ケア児支援の協議の場所の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの設置

《国の基本方針》

- ①令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
- ②令和8年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターを設置する。

ア 関係機関との協議の場の整備

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0カ所	令和4年度末の整備カ所数
【目標値】 協議の場の数	1カ所	令和8年度末までの整備カ所数

イ 医療的ケア児コーディネーターの配置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の配置数	0人	令和4年度末の配置数
【目標値】 配置数	1人	令和8年度末までの配置数

【目標設定の考え方】

北塩原村においては、現在、医療的ケア児が1人いますが、単独での協議の場の設置や人材確保の面でコーディネーターを配置するのは、困難なため、近隣市町村と連携しながら、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの設置について検討します。



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

《国の基本方針》

- ① 令和8年度末までに各市町村又は圏域において基幹相談支援センターの設置と相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ② 協議会における個別事項の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

### ① 基幹相談支援センターの設置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	0カ所	令和4年度末の設置カ所数
【目標値】 設置数	1カ所	令和8年度末までの設置カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、基幹相談支援センターの設置について、猪苗代町、磐梯町、湯川村及び北塩原村での広域設置を検討しているため、引き続き、4町村で検討を重ね、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を目指します。

### ② 協議会の専門部会の設置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	0カ所	令和4年度末の設置カ所数
【目標値】 設置数	2カ所	令和8年度末までの設置カ所数

#### 【目標設定の考え方】

現在、自立支援協議会の広域設置について、猪苗代町、磐梯町、湯川村及び北塩原村で検討しているため、引き続き、4町村で検討を重ね、令和8年度末までに専門部会の設置を目指します。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービスの多様化等により、事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

《国の基本方針》

- ①令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築する。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への村職員の参加

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の参加人数	1人	令和4年度の参加人数
【目標値】 参加人数	2人	令和8年度の参加人数

### 【目標設定の考え方】

サービス支給量が第6期障がい福祉計画の目標を概ね満たしているものの、アンケート調査の結果、現在利用しているサービスに満足していないとする方が約4割います。その理由として、「適切なサービスがわからない」、「サービスの量が足りない」との回答が高い結果があるため（アンケート調査結果報告書 P44）、自立支援協議会等で検討しながら体制を構築していきます。また、都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、職員のスキルアップを図ります。

# 第5章 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

## 1 障がい福祉サービスの見込量

---

各年度における障がい福祉サービスの実績値及び見込量は次のとおりです。

なお、令和5年度においては、本計画策定時点で年度が終了していないため、一部推計値となっています。

### (1) 訪問系サービス

《サービスの内容》

#### ①居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

#### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

#### ④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

#### ⑤重度障がい者等包括支援

障がい程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
居宅介護	人/月	2 (2)	人分	2 (2)	人分	4 (2)	人分
	時間/月	36(110)	時間分	22(110)	時間分	33(110)	時間分
重度訪問介護	人/月	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
	時間/月	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分
同行援護	人/月	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
	時間/月	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分
行動援護	人/月	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
	時間/月	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分
重度障がい者 等包括支援	人/月	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
	時間/月	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分	0 (0)	時間分

居宅介護の利用者については、令和6年2月より新たに1人の方が利用開始され、さらに1人の利用希望もあるため、令和5年度末の実績は4人となりましたが、サービス提供時間は、見込量よりも少なくなりました。

その他のサービスについては、計画値と同様に利用がありませんでした。

《見込量》

サービス種別	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
居宅介護	人/月	4	人分	4	人分	4	人分
	時間/月	40	時間分	40	時間分	40	時間分
重度訪問介護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
同行援護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
行動援護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分

現在の利用者への継続したサービス提供を見込んでいます。

## (2) 日中活動系サービス

### 《サービスの内容》

#### ①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生活活動の機会を提供します。

#### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

#### ③就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

#### ④就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問等により必要な支援を行います。

#### ⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。

A型…雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するサービス

B型…雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービス

#### ⑥療養介護

医療機関で機能訓練や療養に関わる介護、日常生活の世話をします。

#### ⑦短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人分	人/月	人分	人/月	人分
生活介護	人/月	6(5)	人分	6(5)	人分	6(5)	人分
	人日/月	103(110)	人日分	114(110)	人日分	120(110)	人日分
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2(3)	人分	2(3)	人分	1(3)	人分
	人日/月	30(30)	人日分	19(30)	人日分	12(30)	人日分
宿泊型自立訓練	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
就労移行支援	人/月	0(1)	人分	1(2)	人分	0(3)	人分
	人日/月	0(12)	人日分	1(24)	人日分	0(36)	人日分
就労定着支援	人/月	1(0)	人分	1(0)	人分	1(0)	人分
	人日/月	1(0)	人日分	22(0)	人日分	22(0)	人日分
就労継続支援 A型	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	1(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	16(0)	人日分
就労継続支援 B型	人/月	9(8)	人分	11(8)	人分	10(8)	人分
	人日/月	125(176)	人日分	141(176)	人日分	166(176)	人日分
療養介護	人/月	0(-)	人分	0(-)	人分	0(-)	人分
短期入所 (福祉型)	人/月	0(1)	人分	0(2)	人分	0(3)	人分
	人日/月	0(5)	人日分	0(10)	人日分	0(15)	人日分
短期入所 (医療型)	人/月	0(-)	人分	0(-)	人分	0(-)	人分
	人日/月	0(-)	人日分	0(-)	人日分	0(-)	人日分

日中活動系サービスにおいては、見込よりも生活介護は1人、就労継続支援B型は、令和4年度においては3人多い結果となりました。

また、短期入所（福祉型）については、見込量を計上しましたが、新規及び継続してサービス利用者がおらず、実績なしという結果となりました。

《見込量》

サービス種別	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人	人分	人	人分	人	人分
生活介護	人/月	6	人分	6	人分	6	人分
	人日/月	118	人日分	118	人日分	118	人日分
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	人分	0	人分	1	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	12	人日分
宿泊型自立訓練	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	人/月	0	人分	0	人分	1	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	10	人日分
就労定着支援	人/月	0	人分	0	人分	1	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	10	人日分
就労継続支援 A型	人/月	1	人分	1	人分	1	人分
	人日/月	19	人日分	19	人日分	19	人日分
就労継続支援 B型	人/月	10	人分	11	人分	11	人分
	人日/月	183	人日分	200	人日分	200	人日分
療養介護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
短期入所 (福祉型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
短期入所 (医療型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分

就労選択支援は、令和7年10月から始まる新たな福祉サービスで、今後サービスの浸透や実施事業所の増加により、利用者の増加が見込まれますが、現時点では需要を諮れないため、目標の設定を見送ります。

また、アンケート調査結果より、収入を得る仕事がしたいと回答する割合が6割以上であったため、就労移行支援サービス利用者及び就労定着支援サービス利用者を、令和8年度に各1人と見込みました。

### (3) 居住系サービス

#### 《サービスの内容》

##### ①共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を営むのに、支障のない程度の障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

##### ②施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

#### 《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	9(6)人分	9(7)人分	7(8)人分
施設入所支援	人/月	4(4)人分	4(4)人分	4(4)人分
自立生活援助	人/月	0 人分	0 人分	0 人分

共同生活援助は、令和3～4年度には9人と増加傾向にありましたが、体調不良等に伴う退所者の増により、令和5年度現在は、7の方が利用されています。また、施設入所支援の実績値については、計画値と同値の結果となりました。

#### 《見込量》

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	8 人分	8 人分	8 人分
施設入所支援	人/月	4 人分	4 人分	4 人分
自立生活援助	人/月	0 人分	0 人分	0 人分

現在の利用者への継続したサービス提供を見込んでいます。施設入所支援については福祉施設入所者の地域生活への移行は難しいため、同数を見込みました。

また、共同生活援助については、新たな利用希望者分も見込みました。



## (4) 相談支援

### 《サービスの内容》

#### ①計画相談支援

障がい福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての障がいのある人又は障がいのある子どもを対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

#### ②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

#### ③地域定着支援

居宅において、単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

### 《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	19(18)人分	21(20)人分	19(22)人分
地域移行支援	人/月	0(-)人分	0(-)人分	0(-)人分
地域定着支援	人/月	0(-)人分	0(-)人分	0(-)人分

計画相談支援については、新規でサービスを利用する方も増加しましたが、その一方で、サービスを中止した方もいるため、年度により変動があります。

地域移行支援及び地域定着支援については、実績がない状況であります。

### 《見込量》

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	22人分	22人分	22人分
地域移行支援	人/月	0人分	0人分	0人分
地域定着支援	人/月	0人分	0人分	0人分

計画相談支援については、令和6年より新たな利用希望があるため、新規利用者分を見込みます。

## (5) 障がい児支援

### 《サービスの内容》

#### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

#### ②医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

#### ③放課後等デイサービス

学校の終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

#### ④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

#### ⑤児童入所支援（福祉型・医療型）

施設などに入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。

#### ⑥居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障がい児等であって、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援のサービスを行います。

#### ⑦障がい児相談支援

障がい児通所サービスを利用する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	見込	実績	見込	実績	見込
児童発達支援	人/月	1(2)	人分	1(2)	人分	1(2)	人分
	人日/月	13(8)	人日分	14(8)	人日分	15(8)	人日分
医療型児童発達支援	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
放課後等デイサービス	人/月	1(3)	人分	1(3)	人分	1(3)	人分
	人日/月	2(9)	人日分	2(9)	人日分	2(9)	人日分
保育所等訪問支援	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
児童入所支援(医療型)	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
児童入所支援(福祉型)	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
障がい児相談支援	人/月	2(5)	人分	2(5)	人分	2(5)	人分

児童発達支援においては、対象児童が幼稚園の年齢に到達したこともあり、利用日数は増加傾向にありました。放課後デイサービスについては、新規の利用者がいなかったため、計画値を下回る実績になりました。

《見込量》

サービス種別	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実績	見込	実績	見込	実績	見込
児童発達支援	人/月	1	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	7	人日分	0	人日分	0	人日分
医療型児童発達支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
放課後等デイサービス	人/月	1	人分	1	人分	1	人分
	人日/月	2	人日分	2	人日分	2	人日分
保育所等訪問支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
児童入所支援(医療型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
児童入所支援(福祉型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
障がい児相談支援	人/月	2	人分	2	人分	2	人分

放課後等デイサービス及び障がい児相談支援等の利用者については、令和5年度の利用者数と同数を見込んでいます。

なお、児童発達支援については、現在の利用者が令和6年度より地域の幼稚園への通園を希望していることから利用日数の減少が見込まれます。

## 2 必要な見込量の確保のための方策

---

障がい福祉サービスの見込み量確保策は、次のとおりです。

### (1) 住民への情報提供等

障がい福祉施策や障がい者福祉会等の多様な情報について、随時、窓口や村の広報誌、ホームページを通して、対象となる住民への周知を図ります。

また、対象となる住民だけでなく、地域住民への情報提供も進めることで、福祉サービスに対する理解や啓発に努めます。

### (2) 総合的な相談支援

村内に住む障がい者及び障がい児が、地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現に向け、自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築します。

また、親亡き後を見据えた支援として、猪苗代町、磐梯町、湯川村及び北塩原村の4町村で実施する地域生活支援拠点等整備事業の中で緊急性の高い世帯を把握し、相談支援の体制を図ります。

### (3) 一般就労への移行等の推進

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者の適性にあった就労支援を推進していきます。

就労系サービスの利用者については、利用者が一般就労につながるよう、就労支援機関と一体となった取組みを進めていきます。関係機関との連携を強化し、障がい者の一般就労に向け、施策の充実を図っていきます。

### 3 地域生活支援事業の実施目標

---

#### (1) 基本的考え方

障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

#### (2) 地域生活支援事業ごとの見込量

地域生活支援事業の内容と各年度における実績値及び見込量は次のとおりです。国や県の基本方針、過去のサービス利用実績等を踏まえ、地域生活支援事業の各年度における年間平均事業量を見込んでいます。

なお、地域生活支援事業の実施にあたっては、障がい者の状態だけでなく、障がい者等の介護を行う者の状況なども考慮し、障がい者等が必要とするサービスが受けられるよう配慮します。

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

#### 《事業名と事業内容》

##### ア 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。

##### ②自発的活動支援事業

障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動等を支援します。

##### ③相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。

##### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

##### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことのできる法人を確保できる体制整備等について検討します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通に支障がある障がい者等に、手話通訳派遣等を行い、お互いの意思疎通の円滑化を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、必要な用具の給付又は貸与の支援をします。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成に努めるとともに、その実現を図っていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者を対象に、創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域生活を支援します。

イ 任意事業

①訪問入浴サービス事業

地域における障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、社会との交流の促進を図ります。

②日中一時支援事業

障がい者等を介護している家族が、一時的に介護できない場合に、日中における支援や活動の場を確保するため、一時預かりを行います。

③福祉ホーム事業

社会復帰を希望し、住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で生活の場を提供し、自立的な生活が送れるように援助します。

《実績値と評価》

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
障がい者相談支援事業		2(2)	カ所	2(2)	カ所	2(2)	カ所
成年後見制度利用支援事業		1(2)	人	1(2)	人	1(2)	人
意思疎通支援事業		0(0)	人	0(0)	人	0(0)	人
理解促進研修・啓発事業		0(0)	件	0(0)	件	0(0)	件
自発的活動支援事業		0(-)	件	0(-)	件	0(-)	件
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	2(1)	件	0(1)	件	0(1)	件
	自立生活支援用具	0(1)	件	0(1)	件	3(1)	件
	在宅療養等支援用具	0(0)	件	0(0)	件	0(0)	件
	情報・意思疎通支援用具	0(0)	件	0(0)	件	0(1)	件
	排泄管理支援用具	40(84)	件	68(84)	件	69(84)	件
	居住動作補助用具	0(0)	件	0(0)	件	0(0)	件
移動支援事業		0(0)	人	0(0)	人	0(0)	人
地域活動支援センター機能強化事業		2(2)	人	3(2)	人	3(2)	人
訪問入浴サービス事業		0(0)	人	0(0)	人	0(0)	人
日中一時支援事業		1(0)	人	2(0)	人	2(0)	人
福祉ホーム事業		1(0)	人	1(0)	人	2(0)	人

障がい者相談支援事業が2カ所（北塩原村住民課、地域生活支援センターいなわしろ）になっているのは、基本相談部分を相談支援事業所へ委託しているためです。今後も相談支援体制整備に努め利用者へのサービス提供を図っていきます。

日常生活用具給付事業の排泄管理支援用具については、7人分を見込みましたが、対象者の死亡等により給付件数は、見込よりも少なくなっています。

また、地域活動支援センター機能強化事業や日中一時支援事業は利用者が増加傾向にあります。



《見込量》

サービスの種類		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
障がい者相談支援事業		2	カ所	2	カ所	2	カ所
成年後見制度利用支援事業		5	人	5	人	5	人
意思疎通支援事業		0	人	0	人	0	人
理解促進研修・啓発事業		0	件	0	件	0	件
自発的活動支援事業		0	件	0	件	0	件
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	2	件	2	件	2	件
	自立生活支援用具	1	件	1	件	1	件
	在宅療養等支援用具	0	件	0	件	0	件
	情報・意思疎通支援用具	0	件	0	件	1	件
	排泄管理支援用具	72	件	72	件	72	件
	居住動作補助用具	0	件	0	件	0	件
移動支援事業		0	人	0	人	0	人
地域活動支援センター機能強化事業		2	人	2	人	2	人
訪問入浴サービス事業		0	人	0	人	0	人
日中一時支援事業		2	人	2	人	2	人
福祉ホーム事業		0	人	0	人	0	人

各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況及びこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

また、成年後見制度利用支援事業については、現状の相談対応の状況から、利用者の増加を見込んでいます。

## 4 事業提供体制の確保のための方策

---

地域生活支援事業の見込み量確保策は、次のとおりです。

### (1) 住民への情報提供等

村内に住む障がい児及び障がい者が、地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい福祉施策や障がい者福祉会等の多様な情報について、随時、窓口や村の広報誌、ホームページを通して、対象となる住民への周知を図ります。

また、対象となる住民だけでなく、地域住民への情報提供を進めることで、福祉サービスに対する理解や啓発に努めます。

### (2) サービス提供体制の確保

現在実施中のサービスについては、質の向上の促進に努めます。理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業など、これまでの実績がない事業については、利用者ニーズの把握や可能な範囲でのサービス提供事業者の確保に努めます。

## 第6章 成年後見制度の利用促進

### 1 現状と課題

本村においては、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより、日常生活を支える様々な行為や買い物、財産管理が難しい事例が見られます。

また、認知症の発症、知的障がいの程度が重度のため、家族からの経済的虐待に至る事例など、対象者の尊厳や安全・安心を確保できないケースがあります。

このような状況の中、本村における高齢化や精神障がい者、知的障がい者の人数の推移から、本制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。

#### (1) 高齢化率

	高齢化率		高齢化率
平成30年度	33.7%	令和3年度	38.3%
令和元年度	35.1%	平成4年度	39.5%
令和2年度	36.5%	令和5年度	40.8%

(各年4月1日現在)

#### (2) 精神障がい者、知的障がい者の人数

	精神障がい者数 (※1)	知的障がい者数 (※2)	計
平成30年度	21人	14人	35人
令和元年度	24人	13人	37人
令和2年度	28人	13人	41人
令和3年度	27人	14人	41人
令和4年度	26人	12人	38人
令和5年度	30人	12人	42人

※1 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年4月1日現在)

※2 療育手帳所持者数

#### (3) 北塩原村長申立による成年後見制度利用人数

	高齢者	障がい者
平成30年度	0人	0人
令和元年度	0人	0人
令和2年度	2人	0人
令和3年度	0人	2人
令和4年度	0人	0人
令和5年度	1人	1人

#### (4) 成年後見制度利用状況

	後見	保佐	補助	計
高齢者	1人	2人	0人	3人
障がい者	3人	0人	1人	4人
計	4人	2人	1人	7人

(令和5年4月1日現在)

## 2 中核機関の設置

---

令和4年7月より中核機関「会津権利擁護・成年後見センター」を会津圏域11市町村で設置し、権利擁護支援の必要な高齢者及び障がい者の成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の周知啓発、広報活動、相談対応を行っています。

令和4年度の北塩原村の相談実績は40件、実人数2人、対応時間は1,015分となっており、相談時間は11市町村で3番目に多くなっています。

なお、令和6年度からは市民後見人養成事業を追加し、制度の利用促進を図っていきます。

(令和4年度の相談実績)

	全体(11市町村)	北塩原村	村の割合
件数(件)	324	40	12.3%
実人数(人)	84	2	2.4%
対応時間(分)	6,105	1,015	16.6%

## 第7章 資料編

### 1 アンケート調査集計結果

アンケート調査集計結果は、別冊「北塩原村 第7期北塩原村障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定のための福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書」のとおりです。

### 2 北塩原村障がい者自立支援協議会委員名簿

任期：令和3年11月25日～令和6年3月31日

区分	氏名	所属・役職	備考
保健・福祉の 関係者	大竹 建次	福島県会津保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課 障がい者支援チーム 専門社会福祉主事	
	門脇 俊平	会津児童相談所 児童福祉司	
障がい当事者等	鈴木 敏美	北塩原村身体障害者福祉会 会長	
民生児童委員	内田 政夫	北塩原村民生児童委員協議会 会長	副会長
教育関係者	滝田 佑香	福島県立猪苗代支援学校 特別支援教育コーディネーター	
障がい福祉 サービス事業者	岡田 尚子	北塩原村デイサービス 管理者	
	大竹 早苗	北塩原村地域包括支援センター 所長	
	酒井 康介	福島県ばんだい荘 園長	会長
	佐竹 麻衣	地域生活支援センターいなわしろ 相談支援アドバイザー	



第4次北塩原村障がい者計画  
第7期北塩原村障がい福祉計画  
第3期北塩原村障がい児福祉計画

編集 : 北塩原村 住民課  
発行者 : 北塩原村  
住所 : 〒966-0485  
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地  
電話番号 : 0241-23-3111 (代表)  
          : 0241-23-3113 (直通)